

令和元年度 第2回石巻市被災者自立再建促進対策本部会議要旨

日時：令和2年1月28日（火）

会場：庁議室

[報告事項]

(1) プレハブ仮設住宅入居者の退去完了について

ア 仮設の入居状況 [1月20日時点]

- ・プレハブ仮設住宅入居 0世帯
- ・みなし仮設住宅入居 3世帯（5人）
- ・その他県外等入居 3世帯（4人）

イ 再建時期見込み [1月20日時点]

退去見込み時期	世帯数	再建方法
令和2年3月	2世帯	自宅再建
令和2年4月	1世帯	災害公営住宅
令和2年9月	1世帯	自宅再建
令和3年3月	2世帯	災害公営住宅

ウ プレハブ仮設解体・復旧予定

- ・全団地解体工事着手済み
- ・令和2年度に工事が繰り越す見込みの団地
解体工事
大橋団地、南境第7団地の二団地
解体工事後の復旧工事
追波川河川団地
- ・令和2年度に工事实施の団地
解体工事後の復旧工事
万石浦団地、折浜団地、追波川多目的団地

(2) 津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金、復興公営住宅等移転補助金の終了について 事業目的を概ね達成したことから、それぞれの要綱に定める申請期間をもって終了とする。

① 津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金交付事業

申請期間：平成30年5月1日～令和2年3月15日

② 復興公営住宅等移転補助金交付事業

申請期間：平成26年7月1日～令和2年3月31日

[審議事項]

- (1) 東日本大震災被災者住宅再建事業補助金交付事業、東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金交付事業の今後の予定について

東日本大震災被災者住宅再建事業補助交付事業、東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金交付事業について、令和2年度をもって申請期間を終了とする。

【申請期限】

令和3年2月15日まで

ただし、明確な理由がある場合には、申請の期限までに申し出を行い、申し出のあったものについては、申請の期限を令和3年3月15日までとする。

【周知方法】

市ホームページ、市報